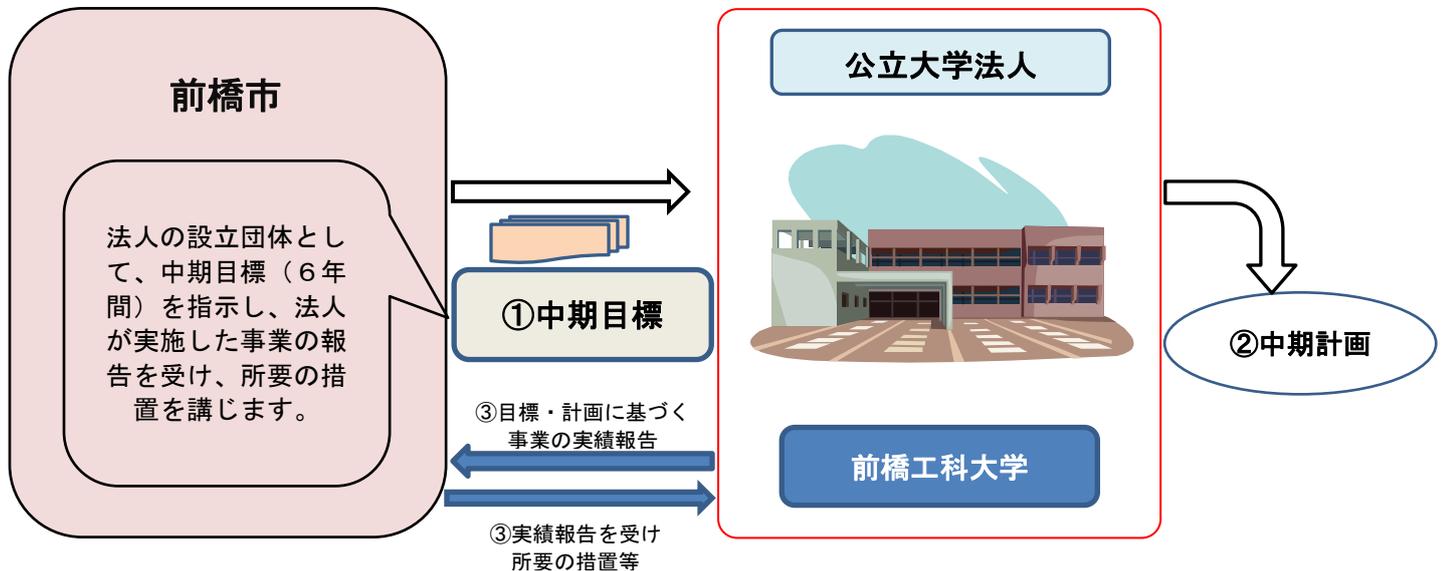


公立大学法人前橋工科大学第2期中期目標（素案）概要



①設立団体の長である市長は、地方独立行政法人法に基づき、法人が達成すべき業務運営に関する6年間の目標を定め、法人に指示します。これが「中期目標」であり、前橋工科大学の運営方針です。

②法人は、市長の指示を受け、中期目標を達成するための具体的な計画を策定します。これを6年間の「中期計画」といいます。

③法人は、中期目標及び中期計画に関する業務の実績について、前橋市が設置する「公立大学法人評価委員会」の評価を受け、市長は、中期目標期間終了時において、法人の業務や組織の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じます。

今回ご意見を募集するのは、市長から法人に指示する6年間（平成31年度～平成36年度）の第2期「中期目標」の素案です。